

就業規則抜粋

第3章 服務規律

第8条（服務）※パートタイマー等就業規則適用

パートタイマー等は、業務の正常な運営を図るため、会社及びユーザーの指示命令を守り、誠実に職務を遂行すると共に、次の各事項をよく守り、職場の秩序の保持に努めなければならない。

- 1, 会社、ユーザーの名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。
- 2, 会社、ユーザーの機密を他に漏らさないこと。
- 3, みだりに遅刻、早退、私用外出及び欠勤をしないこと。万一やむを得ず遅刻、早退、私用外出及び欠勤をする時は、事前に届け出ること。
- 4, 勤務時間中はみだりに定められた場所を離れないこと。
- 5, 会社・事業場の施設、機械設備等は、これを愛護し、資材、消耗品等は有効に利用すること。又、これらを職務以外の目的で使用しないこと。
- 6, 職務を利用して自己の利益を図り、又不正な行為を行わないこと。
- 7, 酒気を帯びて就業しないこと。又、喫煙に際しては特に防火に留意すること。
- 8, 就業に際しては、会社より定められた服装でもって清潔を旨とし、その言動と共に会社・ユーザーの品位の保持に努めること。
- 9, 会社より貸与された制服、警備用装具等は責任をもって使用・保管するものとし、退職及び返却を命じられた場合には、速やかに返還すること。
- 10, 社内・事業場内において政治活動、宗教活動をしないこと。
又、許可なく業務に関係のない集会をし、印刷物を配布し、又は提示等しないこと。

第8章 懲戒

第29条（懲戒）※一般従業員就業規則準用

（1）譴責【口頭注意または始末書】

（2）減給

（3）出勤停止

（4）懲戒解雇

※ 第3章の服務規律に反する行為をした場合、又はこれに準ずる行為があった場合は第8章第29条(懲戒)により処分するものとする。

懲戒処分の種類は、その違反の程度、情状、改悛の見込などを考慮し決定するものとする。尚、勤務怠慢者等へは別途罰金を徴収致します。

●罰金例の一部

- | | |
|-----------|------------------------|
| 1. 無断欠勤 | 3,000円(状況により懲戒解雇の場合あり) |
| 2. 無断遅刻 | 1,000円(時間により半日扱いの場合あり) |
| 3. 服装規定違反 | 500円(1品目毎に違反数とし計算する) |